

軽減税率（8%）の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象

飲食料品（食品表示法に規定する食品）

人の飲用又は食用に供されるもの



酒類



テイクアウト・
宅配等



外食

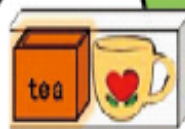
レストラン



ケータリング等



有料老人ホーム
等で行う飲食
料品の提供



一体資産(※)

※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。